

確定申告を予定している皆さんへ

<申告が不要なかた(例示)>

- 給与所得者ですべての給与所得について年末調整を行なったかた
 - 公的年金の収入金額が400万円以下のかた
- ※いずれも、給与・年金以外の所得があるかたや各種所得控除を追加適用したいかたを除きます。

<申告が必要なかた(例示)>

- 事業所得(営業・農業)や不動産所得のあるかた
- 給与所得者で給与以外の所得があるかた
- シルバー人材センター分配金や不動産の譲渡所得、保険の満期保険金や解約還付金などがあるかた
- その他(国保加入者、町営住宅入居者、公的な機関から申告するよう言われているかたなど)

収入ゼロの申告のみ行う場合

町へ収入ゼロの申告をすることを希望される場合、ご自身で申告書を作成のうえ、郵送や持参により提出をお願いしています。詳細は税務課へお問い合わせください。

●申告方法① スマホ・パソコンで申告

●申告方法② 郵送で申告

●申告方法③ 秩父税務署の申告相談会場で申告

- 開設期間** 2月16日(金)～3月15日(金) ※土・日・祝日を除く
受付時間 午前8時30分から午後4時(提出は午後5時)まで ※相談開始は午前9時からです。
申告会場 秩父税務署内(秩父市日野田町1-2-41)
その他 会場への入場にはLINEによる事前予約が必要です。
※当日用に入場整理券も配付しますが、発行数に限りがあります。
スマホをお持ちの場合、基本的にスマホを利用して会場で作成していただきます。
この機会にスマホ申告に挑戦してみましょう！

●申告方法④ 町の申告相談で申告

- 相談受付** 2月16日(金)～3月15日(金) ※土・日・祝日を除く
受付時間 午前の部：午前9時～11時30分 午後の部：午後1時～3時30分
受付会場 役場2階201会議室

次に当てはまるかたは、町の申告相談では受けられません。

- 譲渡所得(土地・建物など)
- 住宅借入金
- 医療費控除(明細書の事前作成をしていない場合)
- 株式譲渡・先物取引
- 営業・農業
(領収書の仕分け・科目整理ができていない場合)
- 死亡している
- 令和6年1月1日に皆野町に住所がない
- 青色申告・雑損控除・海外扶養

上記以外でも、内容により町の申告相談では受けられないことがあります。
医療費控除明細書は、国税庁ホームページや税務署・役場窓口でも配付しています。